

【フラット 35】地域連携型添付書類

住むなら三島移住・定住サポート事業の申請は、建物の保存登記が完了し、住民票異動後に行うものです。【フラット 35】の利用申請時には、補助金交付要件を満たしているかを先行して確認しますので、以下の書類をご用意ください。

書類名称		確認欄
共通	【フラット35】地域連携型利用申請書	<input type="checkbox"/>
	付近見取図(縮尺が 2,500 分の 1 以上のもの) ※地図をみて現地に辿りつけるものであれば可です。	<input type="checkbox"/>
	次のいずれかの写し1点 (契約者氏名や契約日、契約金額の欄が必要となります。) ・建物の工事請負契約書 ・建物の売買契約書	<input type="checkbox"/>
	住宅の平面図(全ての階) ※部屋の用途が記載されているもの	<input type="checkbox"/>
	住民票(続柄を含む世帯全員分)	<input type="checkbox"/>
県内の他市町 から転入の方 のうち新築の 方	戸籍謄本	<input type="checkbox"/>
	次のいずれか1点 ・申請者の父又は母の住民票 ・配偶者の父又は母の住民票	<input type="checkbox"/>

※書類についてはコピーでも構いません(申請書を除く)。

お知らせ

1週間程度で市から申請者宛てに利用対象証明書を送付しますので、金融機関窓口へご提出ください。(申請者用と金融機関用の2通送付します。)

注意：【フラット 35】の利用申請は、住むなら三島移住・定住サポート事業の補助金申請の予約にはなりません。住むなら三島移住・定住サポート事業の補助金申請時に、予算が無くなっていた場合には、補助金のご利用いただくことができません。また、新築の場合には三島市への移住前 1 年以上三島市に住民票を置いていないことが必要です。